

阿賀野市農業委員会事務局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 日

阿賀野市農業委員会

会長 見尾田 正行

阿賀野市規則第 1 号

阿賀野市農業委員会事務局設置規則の一部を改正する規則

阿賀野市農業委員会事務局設置規則（平成 16 年阿賀野市農業委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条農地調整係の項第 7 号中「幹旋」を「あっせん」に改め、同項第 11 号を削り、同条改善支援係の項に次の 1 号を加える。

（7） 地域計画・目標地図素案（更新）に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市農業委員会事務局設置規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。